

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項に基づき、京都府漁業調整規則（令和 2 年京都府規則第 54 号）第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる小型いかつり漁業のうち、京都府内に住所を有する者が営むものについて、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、船舶の総トン数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の有効期間を次のように定める。

令和 8 年 3 月 9 日

京都府知事

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
小型いかつり漁業	4 隻	5 トン以上 30 トン未満	京都府沖合海面	周年	京都府に住所を有する者

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和 8 年 3 月 9 日から令和 8 年 4 月 8 日まで
- 3 許可の有効期間
5 年（令和 8 年 5 月 10 日から令和 13 年 5 月 9 日まで）